

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年11月17日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	白根1-193号線	新潟市南区鋳物師興野字堀内 115 番 1 地先から 新潟市南区鋳物師興野字堀内 943 番 1 地先まで	平成20年11月17日